

○岩佐委員長 日程1、陳情審査に入ります。

まず、企画総務委員会に、新たに送付8-9、アキバ文化を守るためにAIによる日本のIP侵害への対策を求める陳情が送付されました。お手元に陳情書の写しをお配りいたしましたので、ご確認ください。陳情書の朗読は省略いたします。

本陳情について、執行機関から情報提供等がありましたらお願いします。

○吉田総務課長 それでは、この陳情につきまして、区の考え方をご答弁させていただければと思っております。

知的財産の無断使用に関する問題につきましては、著作権をはじめとする知的財産関係法令に基づき、我が国のみならず、世界的にも共通する課題として認識されており、国全体の制度設計の中で対応が図られるべき性質のものと考えております。そのため、現段階では、区として特定の事業所管部署が個別の事案に直接対応するということは考えてございません。特に生成AIに関する問題につきましては、国においても、いわゆるAI法、また、これを踏まえて策定された人工知能基本計画においても、生成AIがもたらす利便性ととも、知的財産権侵害といったリスクへの対応が重要な論点として位置づけられております。さらに、内閣府に設置されているAI時代の知的財産権検討会においては、生成AIと知的財産権の関係について、国際的な動向も踏まえつつ、現行法の解釈整理や将来的な制度の在り方について引き続き検討を深めていく必要があると示されているところでございます。こうした状況を踏まえ、区としても、本課題の重要性は十分に認識しておりますが、国においても積極的な議論がなされているところであり、今後も国における法制度整備や国内外の議論の動向を注視しつつ、継続的な情報収集に努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

この陳情について、ご意見とかご質問とかございますか。

○永田委員 本区として、知的財産の保護について何かやることは、特に課題の認識はあっても、ないということになりました。ただ、この陳情書を見て、意見書を議会で出してほしいということなんで、我々に投げかけられている部分も多いのかなとも思います。日本の場合は、アキバのことを例に挙げていますが、例えば、コミケ文化とかだと二次利用とかがある程度認められていたりとか、知的財産に対して寛容な、そういう日本の文化がある中で、今後、クリエイターの権利を守るという意見もそのとおりだと思いますが、我々議会が――議会というか、委員会としてどうやって受け止めて、これを意見書まで集約できるのか、その辺、そうですね、行政側に投げかけるというよりも、我々の中の課題なのかなと思いましたが、やはり、区としては、もうこの知的財産の保護について特段やるべきというか、何か働きかけていることもないということで、今の答弁の中で終わりということで、それ以上ないということで、もう一回確認だけ、そこだけさせてください。

○吉田総務課長 今、委員ご指摘のとおり、コンテンツ関連産業やクリエイターが集積している特性を有しております、そういった意味では、文化的価値ですかね、地域経済に影響を及ぼす可能性があるものとは認識しているところでございます。一方で、これにつきましては、国また世界全体で、この取組について現段階で進めているところでありまして、国における検討状況、制度整備や議論の動向を注視して、その後、区としてできるこ

とがあれば取り組んでまいりたいというような段階にあるかなと考えているところでございます。

○岩佐委員長 ほかにご意見、ご質疑ございますか。

○はやお副委員長 よく分かりました。やっぱり国の法制度のところを横にらみしながら、これを整理していかなくちゃいけないと。その辺のところ、意見書を今このところで整理するに際しても、なかなか終着点が見えない中では整理しづらいところはあるだろうとは思う。ただ、一方で、このところの知的財産というところと、AIのところもちょっと「利用ガイドラインや」というふうに書いてあるんですけど、この辺というのは、AIの利用ガイドラインというのが何らかの辺というのが左右されるものなのか、ちょっと読み込みが足りないからなのかもしれないんだけど。

何かというと、AIということになってくると、我々のテキストデータであるAIを使いながら、今、区行政についても、かなりその効率化を図っていくということになっている。そういう状況の中で、以前ものざわ委員のほうからも話があったように、AIのアプリケーションによって、まあ、アプリケーション、AIのそういうデータベースによっては様々な結果が出てくるよと言いながら、最終的には、どこだったっけ、どこのソフトのAIを使っているのは問題がありませんといったら、もうそこを答えていただくことと同時に、その辺のところについては、この知的財産とか、セキュリティにも関わってくることなんだろうとは思いますが、どのように、区としては今課題としてあるのか、ないのかを含めて、そうすると、やっぱりスピード感というのが議会のほうとしてももう少し見えてくると思いますので、ちょっとお答えいただきたいんですけど。

○吉田総務課長 今、区の執行機関側で使っている生成AIに関しては、MicrosoftのCopilotという製品を使っております。この製品につきましては、ドキュメントを確認したところ、千代田区のテナント内にある情報に関しては、情報が外に漏れずに、生成AI側の知識の習得に使われないということで確認をしておりますので、そういった意味では、千代田区の情報には外に漏れていかないのかなと考えているところです。

また、生成AIを活用するに当たって、区のほうでもガイドラインを策定しております。そういった中では、やはり個人情報保護の観点ですとか、あとは、こういう著作権の問題もたしか取り上げていたと思っております。そういったガイドラインを踏まえて、職員側でしっかりそういうものを意識しながら利用していただくというような環境になっているものと認識しているところでございます。

○はやお副委員長 私もシステムをやっていたとき、古い人間ですから、大体ね、セキュリティだとか、そういうものに関しての安全性ということについて、非常に物事を懐疑的に見るところがあるんですね。何かというと、当然のごとく、LGWANだとか、個別にこれ以外外につながっていないとか、インターネットにつながっていないだとか、そういうものについてのAIについて、こういうところについては共通性がないんだということであればいいんですけど、ただ、何を言いたいかということ、零細企業だとか何かはある程度いいでしょうけど、この行政に係るガイドラインというよりも、セキュリティの担保というのは、何をもち、もう一度、相手が言っているからいいということじゃないんだと思うんですね。その辺は、もう一度、どういうふうに検証して——これは外で相手のところになってくるのかもしれないけども、ちょっとそここのところだけは関連で出てくるの

か、お答えいただきたい。

○吉田総務課長 繰り返しになりますけども、今、Copilotを利用していることに関しては、やはりMicrosoftが公式に出しているドキュメントの中で、そういった区の持っている情報は外に出ないということは確認しております。ただ、それ以上の、例えば情報がどういう仕組みで出ていないかですとか、また、今後、生成AIをCopilot以外にも広げていくような可能性がある場合に、それぞれのそういった生成AIごとにどういう対応ができるのか、個人情報保護の取組ですとか、そういうものがどうなされていくのかということは、一つ一つセキュリティチェックをしながら、導入のほうはしていきたいと考えているところでございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。ほかにこの件について何かご意見、陳情の質疑とかございますか。大丈夫ですか。

陳情者が訴えている実効的な対策をとということなんですが、これは、まさに今、内閣でも検討会の中で検討されているということで、区としては特に対応できていることがないということと実態調査もできているわけではないという中で、委員会として意見書を出すに関しては、もう少しお時間を頂く話になってくるかと思うんですけども、この意見書に至るかどうかということに関して、皆さん、もしご意見があれば。もしなければ、引き続き実態調査と、それから内閣の検討状況、あるいは国の動向というのを委員会のほうには報告していただきますけれども、意見書としては、今まだちょっと委員会としてまとめるには至らなさそうだというふうに、私のほうでは、今、皆さんの質疑とご意見を聞いていて感じているんですけども、いかがですかね。

○秋谷委員 委員長のおっしゃるとおり、もう少し委員会としても検討というか、課題認識をしっかりとって、煮詰めていってから意見書提出に至ればいいのかと私自身は思いますが、どうでしょうか。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

それでは、まだ国としてもしっかりと論点整理、実態把握がそこまで至っていない状況で、意見書に至るまでにはもう少し時間がかかりそうですので、この本陳情に関しましては、引き続き国の動向をチェックし、区としても実態把握、特にクリエイターさんの権利侵害などがある場合に関しては、実態把握に努めていただいて、議会とも協力していただくことをお願いしまして、この本陳情は終了したいと思っておりますけども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、本陳情は、今、私がまとめたとおり、引き続き、執行機関からのご説明を伺うということにしまして、陳情審査を終了することといたしますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。以上で、送付8-9の審査を終了いたします。